様式第67号(第7条の2、第21条関係)

告示第275号

公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない（外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる）ので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和 8 年 11 月 13 日

阿見町長 印

氏名	送達する書類名	備考
長島　正徳	阿見町国民健康保険条例施行規則 第２条による書類	
WEERASINGHA ARACHCHI LAGE AVISHKA PATHUM PREMALAL	阿見町国民健康保険条例施行規則 第２条による書類	

備考　この掲示を開始した日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。